

場合は、広域的相談機関が利用できるようにすること

- ・ 住民にとって身近な地域に、相談の窓口が広がることは望ましい。その際に、各相談機関の相談支援体制が強化される必要があるとともに、相談者の状況等に応じて、適切な関係機関へ迅速な橋渡しができるような体制が整備されることが望まれる
- ・ 一般的な相談は市町村に一元化し、困難な事例については専門機関が対応した方が良いと思われる
- ・ 市町村レベルでのネットワークが整備、拡充されること、またその構成員の資質の向上
- ・ 市町村における相談窓口を設置し、ネットワーク会議を活用した相談支援体制を確立すること
- ・ 地域の相談体制をどれだけ児童相談所がバックアップしているか、児童相談所の専門性をどれだけ充実させていけるかが大事になってくるのではないかと思われる（専門性、人的支援、一時保護支援等）
- ・ 身近なところに複数の相談窓口があり、役割分担できるようにする
- ・ 相談者（子どもを含む）の利便性の考慮はもちろんであるが、対応窓口が複数化することにより、相談者に伝わる情報が統一されず、混乱をきたすケースが想定されることから、そのような事態を解消するようなあり方が望ましい
- ・ 地域の実情に応じた相談支援体制の強化を図っていくことが大切であり、そのためには関係機関それぞれの役割を明確化し、連携へのとりくみを促していくことが望まれていると考える
- ・ NPO、民間団体の活用等による地域の家庭支援の強化。NPO、民間団体の育成支援
- ・ 児童福祉施設が地域の家庭支援を担う中心的な機関となるよう支援が必要
- ・ 自らの意思で相談支援を望む者に対する支援と、自らは望んでいないが（あるいは拒否しているが）周囲から見て支援を要する者への支援を区分する必要があると思われる。前者への相談支援は、条件が整えば市町村で可能と思われるが、後者は地域に密着していない都道府県・指定都市レベルの方が対応に適していると考えられる
- ・ 新たに児童福祉法に位置づけられた「要保護児童対策地域協議会」をすべての市町村で立ち上げ、市町村レベルにおける要保護児童対策を推進していくことが重要と考える
- ・ 市町村が比較的軽い相談を担当、児童相談所がより専門的な相談を担当し、地域全体で支援できる相談支援体制を確立することが望ましい。また、行政と子育て支援にかかわる民間団体の協働も大切と考える

#### **(15) その他、子どもの福祉に関する相談支援体制についての意見**

- ・ 障害を含めて、児童の施設が不足気味である。支援費制度導入以降、「児の施設」から「者の施設」への転換が相次いだため
- ・ 学校の教職員への支援体制づくりが必要。個別理解が必要という認識に乏しく、不適切な対応によって問題を強化している事例を時々見受ける

- ・ 相談支援業務は見る、聞く、触る等感覚による判断や直接的なかかわりが求められる分野であり、人的体制の強化や専門性の向上が図られなければ実現できないものとする
- ・ 子どもの相談が市町村に下りることになったのは、画期的なことと思われる。さらに希望することは、障害児童の措置権限も市町村に委譲しても良いのではないかということ。児童相談所は養護と非行のケースのみに特化していかないと、今後のさまざまな虐待や非行ケースに対応できないため、児童相談所の専門性は深まっていかないとされる
- ・ 市町村の相談体制を確立するためには、市町村職員の意識改革が急務と考える。長をはじめ担当部局が、地域での児童相談は自らの業務という認識が高まるよう働きかけることが必要
- ・ 地域の人材を育成すること。地域には児童福祉の専門職となりうる意欲と素地をもった人材がいると思われるので、育成する研修システムを確立する必要がある
- ・ 子どもの福祉という視点だけでは支えきれない。大人（親）観も含めて家庭を支えるシステムが必要
- ・ 子どもの福祉を害すると認められる場合、司法の関与も含めた親の指導システムを積極的に進めることが望ましい

#### (16) 児童相談所の中核市への設置：賛成理由

- ・ 住民の利便性の向上や速やかな対応が可能になるため
- ・ 人口的にも児童相談所の設置が適当と思う。きめ細やかな対応が可能になると考えられる。設置にあたっては、体制、人員を整えることが必要
- ・ 本自治体とは直接関係ないが、地域（都道府県範囲）全体をカバーするには良いと考えられる。ただし、中核市には、児童相談所がある市が多く、中核市への委譲・移管には一定の整理が必要と思われる
- ・ 児童相談に関する体制整備を前提として、充実が図られることは賛成だが、その専門性の確保については不安がある
- ・ 子育て支援から要保護児童対策まで一貫した児童福祉施策を実施するという観点からいえば賛成。ただ、本自治体の場合、中核市の財政事情から困難と考える
- ・ 児童相談の性格上、地域に密着していることが望ましいため
- ・ 住民に身近な市が行うことにより、行政サービスの向上が図られると思われるため
- ・ 特に、情緒障害や精神疾患をもつ児童への支援策の充実が必要である
- ・ 児童相談所への精神科医の設置の義務化、心理職の配置基準の創設
- ・ 施設での処遇困難児対応のための職員の増配置
- ・ 一時保護所の職員配置基準、施設、設備基準の改善
- ・ 現行施設種別の見直し（現在の児童に見合った施設体系）
- ・ 子育て支援から要保護児童対策まで一貫した児童福祉施策の実施の観点からは、設置は望ましいと考える

- ・ 数が多くなることで、迅速な対応がしやすくなる。相談者にとっては便利になる
- ・ 困難なケースが増えていることから、より専門的に児童相談に対応できる窓口が広がる  
ことが望ましいと考えられるため
- ・ 住民に身近なところで、相談窓口ができること
- ・ 身近なところに相談機関があることは住民にとってはサービスの向上になると考える。  
しかし、専門職員の確保など課題があると思われ、十分な体制が整わず、かえってサー  
ビスが低下することも懸念される
- ・ より身近なところで専門的な対応が可能となるため
- ・ 児童虐待相談件数が増加するなかで、相談所の児童福祉司の手持ちケースが多くなって  
いることから、中核市に相談所が設置されれば県の相談所の比重が下がることから賛成  
である。ただし、その場合には、同一市内に相談所が並立することとなり、相談者に混  
乱を招きかねないので、都道府県・指定都市の相談所の移転等が必要となる
- ・ 専門性の確保が前提。より地域に密着した児童相談所の設置が期待できる
- ・ 児童等への処遇が一貫した流れのなかで行えるため
- ・ 中核市ごとの特性を活かせるため
- ・ 利用者が身近なところでサービスを受けられるため
- ・ 現在の児童相談所の所管区域が分散されることにともない、業務量が分散されるので、  
効率化が期待できる
- ・ 住民のより身近な機関になるものと考えられる
- ・ 都市部において、児童虐待等の困難事例が多いため、対応がきめ細やかにできると思わ  
れるが、身近すぎて対応が難しい場合もある。また保護児童の入所措置にかかる広域調  
整、職員の専門性の確保等が可能かの検討が必要
- ・ 設置を希望する主体が取り組むことで、相談体制の充実が期待できる
- ・ 相談機関が増えることにより、住民に対する、児童福祉サービスの向上が期待できるが、  
その設置の必要性については中核市とともに、今後検討する必要がある
- ・ 専門性が確保されるのであれば、住民に身近な中核市が児童相談所を設置するのは望ま  
しい

#### (17) 児童相談所の中核市への設置：反対理由

- ・ ある程度の職員数（ケース数）でなければ、より高度専門的な対応はできないと考える  
ため。スケールメリットの観点からも効率的でない
- ・ 中核市の人口規模では一時保護所も含めて児童相談所の整備は困難であると思われる

### 3. 市区町村用調査票

#### 貴自治体の基本的なことについてお尋ねします

問1 貴自治体の所在地の状況について教えてください。

1) 都道府県名・市町村名をご記入ください。

	(都・道・府・県)		(市・区・町・村)
--	-----------	--	-----------

2) 人口を千人単位でご記入ください。

約  千人

3) 児童人口比（18歳未満の人口÷総人口）について、あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. 10%未満	2. 10%以上15%未満
3. 15%以上20%未満	4. 20%以上

#### 子どもの福祉に関する相談支援の実施体制についてお尋ねします

問2 貴市町村において、子どもの福祉に関する相談支援を主として所管している部署名をご記入ください。

1. 課係制のある自治体  課  係

2. その他の自治体

問3 家庭児童相談室について教えてください。

1) 貴市町村では、家庭児童相談室を設置しておられますか。

1. 設置している	2. 設置していない
-----------	------------

▶ 問4へお進みください

2) 貴家庭児童相談室で相談・支援に従事している職員の人数をご記入ください。

(10月1日現在)

1. 常勤・非常勤の別	1. 常勤職員	名
	2. 非常勤職員	名
2. 児童相談業務専任職員、 他の業務との兼任の別	1. 専任職員	名
	2. 兼任職員	名
3. 専門職・非専門職	1. 専門職	名
	2. 非専門職	名

3) 貴市町村では、子どもの福祉に関する相談支援に対応しているのはどこですか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. 家庭児童相談室で主として対応している
2. 家庭児童相談室以外の部署で主として対応している (具体的に: _____ )
3. 主として家庭児童相談室が対応するが、対応しにくいケースは他機関に送致するようにしている
4. 主として所管している部署が対応するが、対応がしにくいケースは他機関に送致するようにしている
5. その他(具体的に: _____ )

4) 貴家庭児童相談室の対応について、それぞれあてはまるものひとつに○をおつけください。

相談・支援の内容	できて いる	どちら とも いえない	あまり できて いない
1. 子育て全般について(しつけや栄養など)			
2. 子どもの性格・生活習慣について			
3. 子どもの行動や癖について(嘘・盗み・家出・喫煙・ 飲酒・暴力行為など)			
4. 子どもの気になる遅れについて(知能・言語など)			
5. 子どもの疾患や障害について			
6. 子どもの虐待について			
7. 家庭生活について(家族員関係など)			
8. 経済的問題について			
9. 学校(保育園・幼稚園～高校)への入園・入学につ いて(学校の選択や入園・入学前の心配ごとなど)			
10. 学校生活について(人間関係、不登校、いじめ、暴 力、体罰、学習の遅れなど)			
11. その他			

問4 貴市町村での子どもの福祉に関する相談支援への対応について教えてください。

1) それぞれの項目について、貴市町村での対応の有無と、市町村での対応が適切であるかどうかについて、あてはまるものひとつずつに○をおつけください。

相談支援の内容	市町村での対応の有無		市町村での対応の適切性		
	行っている	行っていない	適切	どちらともいえない	不適切
1. 母子生活支援施設への入所について	—	—			
2. 子育て全般について					
3. 保育所の入所について	—	—			
4. 各種子育て支援事業について					
5. 児童相談所への送致または通知					
6. 他の機関への斡旋・紹介					
7. 学校（保育園・幼稚園～高校）への入園・入学について（学校の選択や入園・入学前の心配ごとなど）					
8. 学校生活について（人間関係、不登校、いじめ、暴力、体罰、学習の遅れなど）					
9. その他 ⇒ 2)にお進みください					

2) 「その他」として、貴市町村が独自に実施している、あるいはかかわっている子どもの福祉に関する相談支援活動があれば、ご記入ください（グループ活動なども含む）。

事業・グループ活動名	活動内容（簡単に）	実施主体 （いずれかに○）
		市町村・家児相・それ以外

\* 紙面が足りなければ別紙を添付してください。

問5 貴市町村の地域の相談支援機関の有無と連携の現状について教えてください。

1) それぞれの項目の、機関・施設の有無と連携の現状について、あてはまるものひとつずつに○をおつけください。なお、設置数については数字を、連携している場合の連携方法はあてはまるものすべてに○をおつけください。機関・施設の有無は貴自治体内に立地しているかどうかでお答えください。

機関・施設名	機関・施設の有無				連携の現状			
	ある	設置数	ない	知らない	していない	できない	している	連携方法
1. 児童相談所		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
2. 家庭児童相談室		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
3. 乳児院・児童養護施設		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
4. 母子生活支援施設・助産施設		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
5. 認可保育所		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
うち、地域子育て支援センター		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
6. 児童館・児童遊園		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
7. 障害児関係の福祉施設		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
8. その他の児童福祉施設		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
9. 児童家庭支援センター		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
10. つどいの広場事業		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
11. 保健所・保健センター		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
12. 子どもの福祉に関する相談に応じる医療機関		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
13. 民間の子どもの福祉に関する相談に応じる機関		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
14. 子どもの福祉に関する相談に応じるNPO		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
15. その他		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
( )		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
( )		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
( )		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
( )		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
( )		か所						1/2/3/4/5/6/7/8

↓

13～15で「ある」とお答えの方は次ページへ、それ以外の方は問6へお進みください。

1. 電話    2. FAX    3. 手紙    4. メール  
 5. 先方が貴自治体に来所    6. 貴自治体先方へ出かける  
 7. 合同の研修会・検討会がある    8. その他

2) 「民間の子どもの福祉に関する相談に応じる機関」についてご記入ください。

名称	支援内容（簡潔に）

3) 「子どもの福祉に関する相談に応じるNPO」についてご記入ください。

名称	支援内容（簡潔に）

4) 「その他」についてご記入ください。

名称	支援内容（簡潔に）

\*それぞれ紙面が足りなければ別紙を添付してください。

問6 現行の子どもの福祉に関する相談支援の体制について教えてください。

- 1) 現行の子どもの福祉に関する相談支援体制についてどのようにお考えですか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. 現行のままでよい	
2. 改善の必要があるが、現行のままで仕方がない	→ 2)へ お進みください
3. 改善の必要がある	
4. わからない	→ 1・4とお答えの方は問7にお進みください

- 2) 「改善の必要がある」理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をおつけください。  
また、そのなかでももっとも大きな理由だと思われるものをひとつ、下の枠内に番号でご記入ください。

1. 相談支援に関わる機関同士の連携が不足しているから
2. 相談支援に関わる機関同士の役割分担に偏りがあるから
3. 相談支援に関わる機関が多すぎるから
4. 相談支援に関わる機関が少なすぎるから
5. 相談支援に関わる機関同士を結ぶ核となる機関（あるいは人）がないから
6. 相談支援に対応できる専門性が不足しているから
7. 相談支援に対応できる時間が不足しているから
8. 相談支援に対応する人が不足しているから
9. 相談支援に関わるための財源が不足しているから
10. ニーズに合った相談支援を提供できていないから
11. その他（具体的に： _____ )

もっとも大きな理由	
-----------	--

3) 「改善の必要がある」とはどのような改善ですか。あてはまるものすべてに○をおつけください。また、そのなかでももっとも必要な改善だと思われるものをひとつ、下の枠内に番号でご記入ください。

1. 児童相談所の機能をすべて、市町村に委譲する
2. 児童相談所の機能の一部を、市町村に委譲する
3. 児童相談所の機能をすべて、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する
4. 児童相談所の機能の一部を、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する
5. 地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める
6. 専門性を高める
7. 対応時間帯を増やす
8. 対応する人数を増やす
9. 財源を増やす
10. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

もっとも必要な改善	
-----------	--

問7 市町村への分権化について教えてください。

1) 子どもの福祉に関する相談の一部について、都道府県・指定都市から市町への委譲が進められています。貴市町村では、このことについてどのようにお考えですか。あてはまるものひとつに○をおつけください。また、その理由もご記入ください。

1. 賛成    2. どちらかといえば賛成    3. どちらかといえば反対    4. 反対

<p>↓</p> <p>2) 賛成と考えられる理由を教えてください</p>	<p>↓</p> <p>3) 反対と考えられる理由を教えてください</p>
---------------------------------------	---------------------------------------

4) 市町村への分権化の適切性と貴自治体における対応の可能性についてお尋ねします。  
 それぞれの項目について、あてはまるものひとつに○をおつけください。

相談・支援の内容	適切性				可能性			
	1	2	3	4	1	2	3	4
1. 地域の相談支援に関する情報収集	1	2	3	4	1	2	3	4
2. 地域の相談支援に関する情報提供・発信	1	2	3	4	1	2	3	4
3. 障害相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
4. 障害相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
5. 育成相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
6. 育成相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
7. 虐待以外の養護相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
8. 虐待以外の養護相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
9. 虐待相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
10. 虐待相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
11. 非行相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
12. 非行相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
13. 保健相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
14. 保健相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
15. 虐待の通告先	1	2	3	4	1	2	3	4
16. 立ち入り調査	1	2	3	4	1	2	3	4
17. 職権一時保護	1	2	3	4	1	2	3	4
18. 28条申立	1	2	3	4	1	2	3	4
19. 一時保護	1	2	3	4	1	2	3	4
20. 心理・医学・教育・社会学のおよび精神保健上の判定	1	2	3	4	1	2	3	4
21. 専門的継続的支援	1	2	3	4	1	2	3	4
22. 援助終結後のフォローアップ	1	2	3	4	1	2	3	4
23. 心理療法	1	2	3	4	1	2	3	4
24. 施設入所措置	1	2	3	4	1	2	3	4
25. 里親認定・登録	1	2	3	4	1	2	3	4
26. 里親委託	1	2	3	4	1	2	3	4
27. 里親への指導	1	2	3	4	1	2	3	4
28. 潜在ケースの発掘	1	2	3	4	1	2	3	4

「適切性」

1. 適切 2. どちらともいえない  
 3. 不適切 4. わからない

「可能性」

1. できる 2. 条件によってはできる  
 3. できない 4. わからない

5) 市町村への分権化を考える際には、こういった社会的対応が必要だとお考えですか。  
 あてはまるもの上位5位までを順に下欄にご記入ください。

社会的対応	
1.	各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意
2.	各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意
3.	市町村職員の研修や学習会の実施
4.	関係諸機関合同の研修や学習会の実施
5.	関係諸機関の連携のための定期的会議開催
6.	関係諸機関の連携のための必要時の会議開催
7.	市町村が対応に困ったときの迅速なサポート
8.	対応マニュアルの作成
9.	連絡システムの構築
10.	スーパービジョンの実施
11.	余裕のある職員配置のための金銭的補助
12.	設備投資のための金銭的補助
13.	相談・支援体制強化のための金銭的補助（新しい事業やプログラム）
14.	相談・支援体制強化のための設備
15.	その他

1位	2位	3位	4位	5位

\* 15 「その他」については、具体的内容をご記入ください。

問 8 地域の相談支援機関との連携において、貴市町村でうまくいっている点についてご記入ください。

問 9 地域の相談支援機関との連携において、連携上の問題（課題）だと思われることについてご記入ください。

問 10 これからの地域の相談支援体制について、どのようなあり方が望ましいとお考えですか。ご自由にご記入ください。

問 11 その他、子どもの福祉に関する相談支援体制について、ご自由にご意見をご記入ください。



## 4. 都道府県・指定都市用調査票

### 貴自治体の基本的なことについてお尋ねします

問1 貴自治体の所在地の状況について教えてください。

1) 都道府県・指定都市名をご記入ください。

	(都・道・府・県)		(市)
--	-----------	--	-----

2) 人口を1万人単位でご記入ください。

約 



 万人

3) 児童人口比(18歳未満の人口÷総人口)について、あてはまるものひとつに○をおつけください。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1. 10%未満      | 2. 10%以上15%未満 |
| 3. 15%以上20%未満 | 4. 20%以上25%未満 |
| 5. 25%以上      |               |

### 子どもの福祉に関する相談支援の実施体制についてお尋ねします

問2 貴自治体に設置されている児童相談所について教えてください。

1) 児童相談所の名称を教えてください。

1. 児童相談所	2. それ以外 ( )
----------	-------------

2) 児童相談所の職員についてご記入ください。

(10月1日現在)

1. 総職員数	名
2. 専任児童福祉司定数	名
(現在実際に配属されているもの)	名)
(児童福祉法第11条1項1号～4号に該当するもの)	名)
3. 専任以外の契約で児童福祉司的業務を遂行している職員数	名
4. 児童福祉司の平均担当ケース数	ケース

問3 貴自治体に設置されている家庭児童相談室について教えてください。

1) 貴自治体では家庭児童相談室を設置しておられますか。

1. ある ( ) か所	2. ない
--------------	-------

↓

→ 問4へお進みください

2) 貴自治体内の家庭児童相談室における、子どもの福祉に関する相談支援の状況について、あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. 積極的に活動しており、子どもの福祉に関する相談支援に有益である
2. 積極的に活動しているが、子どもの福祉に関する相談支援に対応しきれていない
3. 積極的に活動しているところと消極的なところが混在している
4. 消極的である
5. 活動状況がわからない
6. その他（具体的に： _____ )

3) 貴自治体では、家庭児童相談室の今後をどのように考えていらっしゃいますか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. 積極的に展開したい	2. 今のままで良い
3. 市町村の相談体制の改変をみながら縮小したい	→ 4) へ お進みください
4. 必要ない	
5. その他（具体的に： _____ )	

→ 1・2・5とお答えの方は問4へお進みください

4) 3・4とお答えの方は、その理由を簡単にご記入ください。

--

問4 貴自治体の地域の相談支援機関との連携の現状について教えてください。

1) 貴自治体内に立地している機関・施設との連携について、それぞれの項目であてはまるものひとつに○をおつけください。なお、連携している場合の連携方法はあてはまるものすべてに○をおつけください。

機関・施設名	連携の現状			
	して いない	でき ない	して いる	連携方法 (連携している場合、あてはまる ものすべてに○)
1. 児童相談所				1/2/3/4/5/6/7/8
2. 家庭児童相談室				1/2/3/4/5/6/7/8
3. 乳児院・児童養護施設				1/2/3/4/5/6/7/8
4. 母子生活支援施設・助産施設				1/2/3/4/5/6/7/8
5. 認可保育所				1/2/3/4/5/6/7/8
うち、地域子育て支援センタ ー				1/2/3/4/5/6/7/8
6. 児童館・児童遊園				1/2/3/4/5/6/7/8
7. 障害児関係の福祉施設				1/2/3/4/5/6/7/8
8. その他の児童福祉施設				1/2/3/4/5/6/7/8
9. 児童家庭支援センター				1/2/3/4/5/6/7/8
10. つどいの広場事業				1/2/3/4/5/6/7/8
11. 保健所・保健センター				1/2/3/4/5/6/7/8
12. 子どもの福祉に関する相談に 応じる医療機関				1/2/3/4/5/6/7/8
13. 民間の子どもの福祉に関する 相談に応じる機関				1/2/3/4/5/6/7/8
14. 子どもの福祉に関する相談に 応じるNPO				1/2/3/4/5/6/7/8
15. その他				1/2/3/4/5/6/7/8
( )				1/2/3/4/5/6/7/8
( )				1/2/3/4/5/6/7/8
( )				1/2/3/4/5/6/7/8
( )				1/2/3/4/5/6/7/8
( )				1/2/3/4/5/6/7/8



13～15に該当する機関などがある場合、次のページにご記入ください。



1. 電話    2. FAX    3. 手紙    4. メール  
5. 先方が貴自治体に来所    6. 貴自治体为先方へ出かける  
7. 合同の研修会・検討会がある    8. その他

2)「民間の子どもの福祉に関する相談に応じる機関」についてご記入ください。

名称	支援内容（簡潔に）

3)「子どもの福祉に関する相談に応じるNPO」についてご記入ください。

名称	支援内容（簡潔に）

4)「その他」についてご記入ください。

名称	支援内容（簡潔に）

\*それぞれ紙面が足りなければ別紙を添付してください。

問5 現行の子どもの福祉に関する相談支援体制について教えてください。

1) 現行の子どもの福祉に関する相談支援体制について、どのようにお考えですか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. 現行のままでよい	
2. 改善の必要があるが、現行のままで仕方がない	→ 2) へ お進みください
3. 改善の必要がある	
4. わからない	→ 1・4とお答えの方は問6にお進みください

2) 「改善の必要がある」理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をおつけください。また、そのなかでももっとも大きな理由だと思われるものをひとつ、下の枠内に番号でご記入ください。

1. 相談支援に関わる機関同士の連携が不足しているから
2. 相談支援に関わる機関同士の役割分担に偏りがあるから
3. 相談支援に関わる機関が多すぎるから
4. 相談支援に関わる機関が少なすぎるから
5. 相談支援に関わる機関同士を結ぶ核となる機関（あるいは人）がないから
6. 相談支援に対応できる専門性が不足しているから
7. 相談支援に対応できる時間が不足しているから
8. 相談支援に対応する人が不足しているから
9. 相談支援に関わるための財源が不足しているから
10. ニーズに合った相談支援を提供できていないから
11. その他（具体的に： _____ )

もっとも大きな理由	
-----------	--

3) 「改善の必要がある」とはどのような改善ですか。あてはまるものすべてに○をおつけください。また、そのなかでもっとも必要な改善だと思われるものをひとつ、下の枠内に番号でご記入ください。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童相談所の機能をすべて、市町村に委譲する</li> <li>2. 児童相談所の機能の一部を、市町村に委譲する</li> <li>3. 児童相談所の機能をすべて、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する</li> <li>4. 児童相談所の機能の一部を、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する</li> <li>5. 地域内の相談支援機関同士の連携力を高める</li> <li>6. 専門性を高める</li> <li>7. 対応時間帯を増やす</li> <li>8. 対応する人数を増やす</li> <li>9. 財源を増やす</li> <li>10. その他（具体的に： _____ )</li> </ol> |
|--|

もっとも必要な改善	
-----------	--

問6 市町村への分権化について教えてください。

1) 子どもの福祉に関する相談の一部について、都道府県・指定都市から市町への委譲が進められています。貴自治体では、このことについてどのようにお考えですか。あてはまるものひとつに○をおつけください。また、その理由もご記入ください。

1. 賛成    2. どちらかといえば賛成    3. どちらかといえば反対    4. 反対

↓

<p>2) 賛成と考えられる理由を教えてください</p>          
--

↓

<p>3) 反対と考えられる理由を教えてください</p>          
--